

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

第 1 現状

(1) 地域の災害リスク

ア 災害別

(水害：比布町洪水ハザードマップ)

本町地勢における河川の現状は、大雪山山系を水源とした石狩川が、本町の東端から町界を南下しているが、その石狩川に蘭留川・比布ウッペツ川などの支流が合流して、北西部山沿いを南下する一級河川比布川が南端の突硝山付近でそそいでいる。この比布川が氾濫した場合、支流河川の氾濫も想定されることから、比布町洪水ハザードマップによると、北側一部地域を除き市街地を含め、町内全域において 0.5～5.0m の浸水域と示されている。

河川一覧

単位：km

	河川名	流路延長	指定
1	石狩川 (イシカリガワ)	9.5	1級
2	比布川 (ピップガワ)	18.6	1級
3	比布ウッペツ川 (ピップウッペツガワ)	12.8	1級
4	蘭留川 (ランルガワ)	7.4	1級
5	ウッペツ工場川 (ウッペツコウバガワ)	3.5	普通
6	基線川 (キセンガワ)	1.9	普通
7	十号沢川 (ジュウゴウサワガワ)	5.5	普通
8	十五線沢川 (ジュウゴセンサワガワ)	2.8	普通
9	比布中央川 (ピップチュウオウガワ)	5.0	普通
10	北1線川 (キタイッセンガワ)	3.2	普通
11	北2線川 (キタニセンガワ)	2.1	普通
12	北5線川 (キタゴセンガワ)	6.0	普通

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
南地区	0～5.0m 未満	30
東地区	0～5.0m 未満	11
中央地区	0～3.0m 未満	21
北地区	0～1.0m 未満	9
市街地区	0～2.0m 未満	63



(出典：比布町防災ガイドマップ)

(土砂災害：災害危険区域現地調査)

比布町防災計画における災害危険区域現地調査により、危険箇所として蘭留地区 2 箇所が指定されており、小規模事業者は存在しないが、国道 40 号線・JR 宗谷線が含まれていることから、交通・物流の観点から対策が必要とされている。

地滑り危険区域							
番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
1	蘭留	北 13 線 14 号～ 北 14 線 14 号	5.0	2		国道 40 号線	J R 宗谷線
2	蘭留	北 9 線 16 号～ 北 10 線 16 号	28.0			町道 高鞍山 道路	

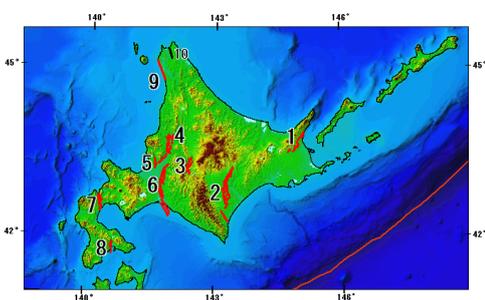
出典：災害危険区域現地調査 (地滑り危険区域)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

地震調査研究推進本部による北海道に被害を及ぼすと考えられる地震は、8個の断層帯による地震が想定されている。その中で本町に影響を及ぼす可能性が高い地震としては、「十勝沖・釧路沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯による地震」及び「全国どこでも起こりうる直下の地震」が想定されている。さらに最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震」(震度6弱)であり、死傷者37名、建物全半壊273棟と想定されている。

地震のタイプ・最大震度		被害予測	
		建物被害(全半壊棟)	人的被害(死傷者数)
十勝沖・釧路沖の地震	4	0棟	0名
増毛山地東縁断層帯による地震	5弱	0棟	0名
全国どこでも起こりうる直下の地震	6弱	273棟	37名

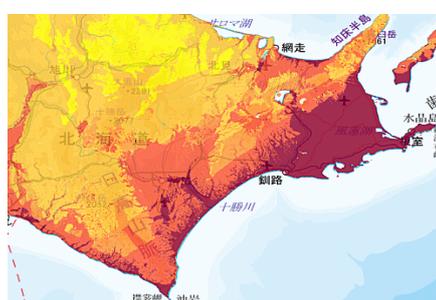
(出典：地震調査研究推進本部)



断層帯地図

- 1: 標津断層帯
- 2: 十勝平野断層帯
- 3: 富良野断層帯
- 4: 増毛山地東縁断層帯・沼田-砂川付近の断層帯
- 5: 当別断層帯
- 6: 石狩低地東縁断層帯
- 7: 黒松内低地断層帯
- 8: 函館平野西縁断層帯
- 9: サロベツ断層帯
- 10: 幌延断層帯

(出典：地震調査研究推進本部)



地震発生確率地図



(出典：地震ハザードステーション)

イ 時季別

(春の災害)

冬期間の積雪が春先の連続する高温と低気圧、前線の結びつきによって融解が促進され、いわゆる融雪災害が起こる。発生する時期は、おおむね3月末から5月末まで続く。この季節は、低気圧が接近すると暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し雪解けが進むことから、少量の雨でも洪水となり、融雪災害が発生する。その原因については、平地の融雪は徐々に河川に注ぐため急激な増水は起こさないが、土地を水で飽和させ、かつ、排水溝その他小河川を漲らせ出水の素地をつくることになり、このような状態のところ、山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどが考えられる。

(夏の災害)

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、津軽海峡付近まできて、その前線上を低気圧が通過すると本道の南岸は、大雨に見舞われる。最近、これに似た型で小さな範囲の地域に集中豪雨が 발생し、災害をおこす回数が多くみられる。

(秋の災害)

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすく、また、台風の本盛期でもある。台風が本道に接近する頃は、この勢力が弱まっているのが普通であるが、時に勢力を維持して北海道へ接近し、昭和29年の洞爺丸台風や平成16年の台風第18号のように甚大な被害をもたらす場合がある。このような台風による雨と風又は台風により前線を刺激して大雨を降らすことによる災害は年1~2回程度の発生をみている。本町においては、8から9月にかけて台風及び集中豪雨による被害が過去に記録されている。

(冬の災害)

冬期に入ると本道の日本海沿岸から太平洋に低気圧が襲来する。その中心気圧は970hPa以下に発達するものもあり、その気圧の低さは、台風以上の場合もある。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪などによる公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられる。

ウ その他

本町は、上川盆地の内陸的気候を帯び、寒暖の差が激しく、7月中旬から8月上旬にかけて30℃を超える日があり、1月から2月に至る間には、稀にマイナス25℃をさらに下回ることもある。ここ10年間の年平均気温は6.1℃、また、5月から9月に至る農耕期の平均気温は16℃で、水稻の主産地形成を容易にしている。また年間平均降水量は1,100mm前後で、ここ数年は少なめに推移しており、うち農耕期間中は平常年400mm前後、8月頃が比較的その量が多い。

このような気象環境のもと、本町ではこれまで暴風雨による災害に見舞われてきた。特に平成16年の台風18号における風害は多大な被害を及ぼした。この台風により、建物全半壊被害が440棟以上にのぼり、農業被害も甚大となった。

《過去における主な災害記録》

発生年月	種別	被害状況
昭和29年9月26日	風水害 (台風15号)	住宅被害 全壊：63戸 半壊：115戸 比布中学校体育館傾斜
昭和50年8月23日	水害(台風6号)	河川氾濫、農作物被害
昭和56年8月3日	集中豪雨	降雨量：272mm 農地冠水、家屋浸水など
平成12年7月25日	大雨	住家被害 床下浸水：9戸 農作物被害 田：(15.3ha) 6,400千円 林業被害 20件 その他被害 18件：球場照明灯2,187千円 被害総額 8,587千円
平成16年9月8日	風害 (台風18号)	住家被害 一部破損：131戸 非住家被害 全壊：55件 半壊：386件 一部破損：18件 農作物被害 田：137件(255ha) 営農施設：1,347件 林業被害 33件 被害総額 314,913千円

(出典：比布町地域防災計画)

(2) 商工業者の状況

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建 設 業	24	24	町内に広く分散
製 造 業	20	20	幹線道路に多い
小 売 業	26	26	中心市街地に多い
飲食・宿泊・サービス	41	41	町内に広く分散
そ の 他	29	29	

数値は独自データ（実態調査）

(3) これまでの取組

1) 町の取組

項 目	年 月	備 考
比布町防災会議条例	S38.1	
比布町地域防災計画	H26.11	改訂
防災備品購入補助	H30.12～	発電機、暖房機
防災訓練の実施	R1.6	防災担当者研修
	R1.9	公共施設防災訓練
防災備品の備蓄	H25～ 計画購入	備蓄食料：α化米（1,950食）・乾パン等 暖房用品：毛布（200枚）・マット等
ハザードマップ更新配布	R1.5	町内全戸配布

2) 商工会の取組

項 目	年 月	備 考
町施策周知(防災備品購入補助)	H30.12	チラシ配布 100部
事業継続力支援計画対応	R1.10	担当者研修会参加
損害保険への加入促進	R1.11	個別訪問・チラシ配布
自治体との連携	R1.12	防災・商工担当職員との協議
B C P策定支援力向上	R1.12	広域(4商工会)職員セミナー開催

2 課題

- ・比布町地域防災計画では、商工会の発災時の要行動が不明。
- ・商工会における、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが未整備。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員の不足。
- ・これまで比較的災害が少ないことから、各種災害に対する保険や共済の重要性の認識が不足している事業者が多い。
- ・知識不足のため、支援計画の内容が職員間に充分浸透しきれていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡等を的確に行うため、商工会と町における被害情報の共有を強化する。

- ・発災後の円滑な対応を図るため、組織内及び関係機関との連携体制を平常時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R2	R3	R4	R5	R6
建 設 業	24	24	0	0	1	0	1
製 造 業	20	20	0	2	0	0	1
小 売 業	26	26	0	0	0	1	0
飲食・宿泊・サービス	41	41	0	0	1	0	1
そ の 他	29	29	0	0	0	1	1
合 計	140	140	0	2	2	2	4

※1年目は十分な周知期間とした。策定目標については、商工会における人員体制及び熟考期間を考慮したうえで、特に浸水高い地区の小規模事業者を優先し、計画が策定できるよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る (被災地、先進地の事例研究含む)	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向 けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る (保険・共済内容の把握)	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や町担当課、広域との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・連携会議とは別に、経営改善委員会に合わせて事業継続力強化支援委員会（仮称）を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

比布町	比布商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップなどを用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携先からの専門家派遣による普及セミナーや相談会、町内関係機関への呼びかけによる研修会の開催などを実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数	策定件数						フォローアップ回数					
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6		
建設業	24	24	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0		
製造業	20	20	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0		
小売業	26	26	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
飲食宿泊・サービス	41	41	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1		
その他	29	29	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1		
合計	140	140	0	2	2	2	4	0	0	1	1	2		

- ・事業継続力強化支援委員会を年1回開催し、状況確認や改善点などについて協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで、地域の小規模事業者などが常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、比布町地域防災計画を基に連絡ルートなどの確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	比布町産業振興課商工労働係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ町総務企画課及び産業振興課と協議し策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話などを活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（Eメール） ③SNS（LINE）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能などを活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・比布町災害対策本部の方針に従い、町総務企画課及び産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害などの状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、商工会と町は、被害状況等を下記により共有する。

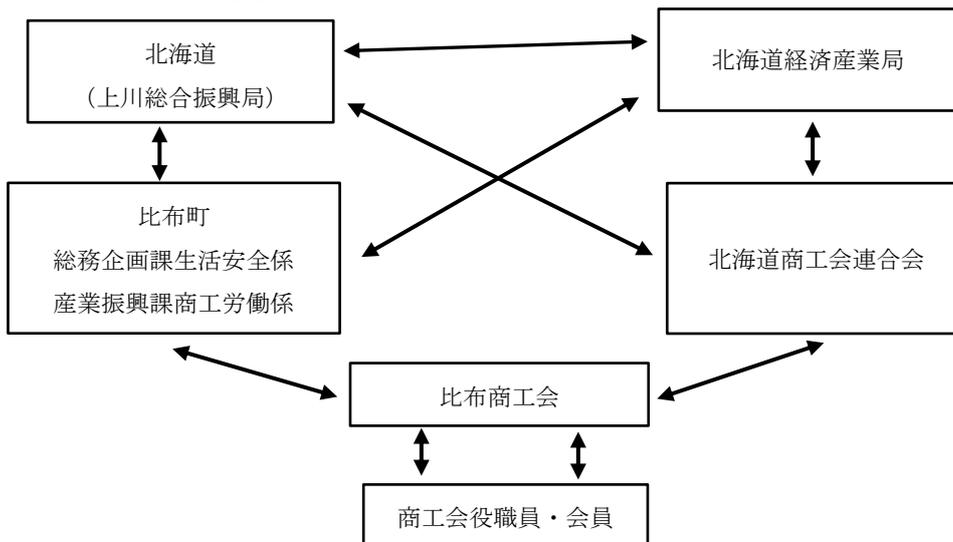
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品など）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・商工会と町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、上川総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設については、町の下承を得たうえで指示に従い安全性が確認された場所に設置するとともに、要望に応じ支援制度説明など対応を図る。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度などの申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

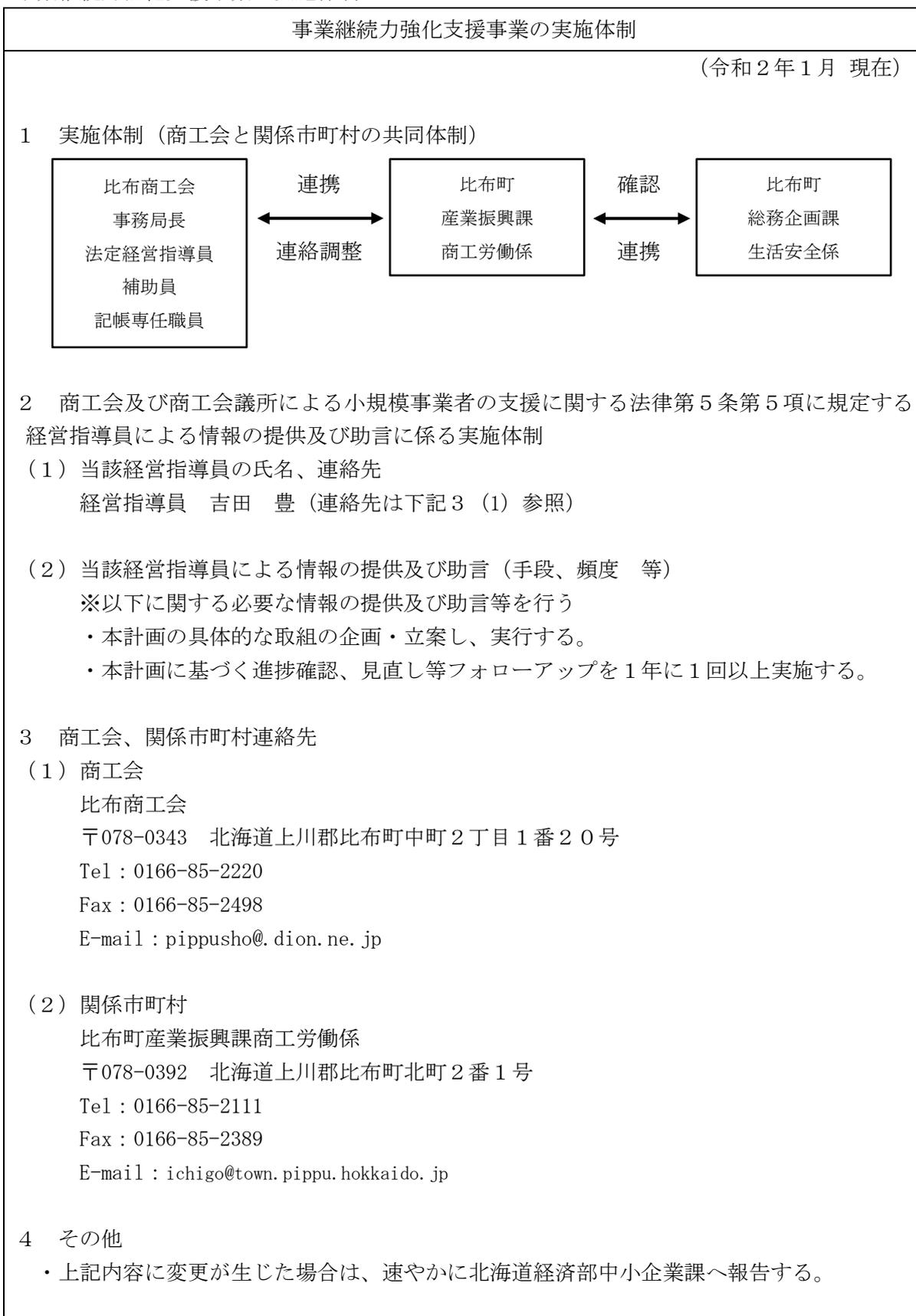
- ・町の方針に基づき、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを、町や関係機関に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、町・商工会のHP及び広報誌などにおいて公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	230	230	230	210	250
・ 専門家派遣費	80	80	80	80	120
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 啓蒙・普及費	100	100	100	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

該当なし